

# EU 構造基金とジェンダー主流化

飯沼 健子

## 1. はじめに

欧州連合（European Union、以下 EU）は最も進展した地域統合として様々な政策科学に多大な示唆を与えてきた。ジェンダー政策においても、平等の問題を地域連合下で取り上げることでどんな効果が生まれるのかについて期待が寄せられていることは事実だ。ナンシー・フレイザーは、フェミニズムやジェンダー平等の運動はかつて米国が世界で最も先駆的な国であったが、その勢いはもはや見られなくなり、代わりに超国家的な領域で繰り広げられる EU のジェンダー政策が最も先進的なものになりつつあるとして、フェミニズム動力の地理学に大きな変化が起こっていると述べる（Fraser 2007: 17）。フレイザーが高く評価する点は、欧州内の男女平等論者は平等でジェンダーに敏感な社会福祉保護の制度を超国家的に形成しようとしており、更に欧州の文化的多様性にも配慮した仕組みを取り込んでいる点である。<sup>1</sup>

欧州の一部の国々では早くから社会と経済の均衡を保つ方法を模索してきた。その影響で EU の労働社会福祉政策はジェンダー平等推進に寄与した（Hantrais 2000）。法律面でもジェンダー問題を軽減する規定が数多く導入され評価も得てきた（Hoskyns 1996）。そして 2009 年のリスボン条約には社会的市場経済が目的の一部に登場したことでその均衡は完成度を増したようにも見える。もう一方で、EU のジェンダー政策の過大評価を批判する研究もある。例えば育児休暇制度の実施や航空業界の自由化においては、ジェンダー平等の法制度をもってしても経済効果の議論において譲歩せざるを得ない結果になりがちなが示されている（Macrae 2010）。

従来の労働社会福祉政策とは領域を隔てるもので、欧州地域の統合と結束の基盤となる主要な制度として構造基金がある。構造基金の目的は域内格差の是正を通して EU の経済的・社会的・地域的結束を強めるためのものである。労働社会福祉分野では 1950 年代から男女機会均等への取り組みが始まったこととは対照的に、1950 年代後半に設立された構造基金ではジェンダー平等を取り上げることはなかった。構造基金では基本構想にジェンダー問題が不在であったことから、ジェンダー平等施策の統合は 1990 年代のジェンダー主流化の潮流を待たなければならなかった。

---

<sup>1</sup> フレイザーは EU のフェミニズムの流れは再分配だけではなく承認・参加も含む三分野を包括しているとする。再分配はジェンダーに敏感な社会福祉保護を超国家的に行い、承認では再分配政策を欧州の文化的多様性の認識に基づいた政策と統合し、参加では平等性を提供することができない枠組みのあり方自体を再構築する可能性があるとする（Fraser 2007: 31-32）。

世界的に展開するようになったジェンダー平等の運動では、1990年代になるとジェンダー問題は限定された分野だけではなく、増してや女性に関する分野だけではなく、あらゆる領域においてジェンダー問題の視点からの分析と対策が必要であるという考え方が生まれた。ジェンダー主流化と呼ばれるこのアプローチは、これまでのジェンダーに特化された事業や女性を対象とする事業で網羅できなかった別の視角からのジェンダー平等アプローチとなった。これはジェンダー問題の検討が社会の「主流」な部分において見過ごされていたという反省から来ていた。ジェンダー配慮が必要な分野はとかく女性に関連した特定の分野だと思われがちだった。しかし社会的に「主流」な領域ではジェンダー分析がなされないままだった。ジェンダー主流化アプローチにより、それまでジェンダー問題とは無縁だと思われていた分野も例外なくジェンダーの視点を導入することが求められるようになった。

ジェンダー平等の推進は、どんな枠組みでそれを行うか、どんな文脈に位置づけるかによって、その特徴は大きく異なる。<sup>2</sup> ジェンダー主流化の導入により、どの様な分野でどの様な効果が上がるのであろうか。域内格差の是正を図るという、EU内では極めて「主流」の目的と制度である構造基金においてジェンダー主流化が導入された。本稿ではEUの主要なプログラムである構造基金においてジェンダー主流化がどの様に位置づけられてきたかを、欧州委員会などの報告や施策を通して考察する。

## 2. 構造基金の特徴

構造基金は域内の地域間格差を縮小することを目指すEUの地域政策の基盤であり、複数の基金として早くから試行錯誤を経ながら形成されてきた。先ず最初に1958年に欧州社会基金（European Social Fund: ESF）と欧州農業指導保証基金（European Agricultural Guidance and Guarantee Fund: EAGGF）が設立された。英国・アイルランド・デンマークの加盟に伴い、1975年には欧州地域開発基金（European Regional Development Fund: ERDF）が設立された。ESFは雇用に関連した基金、ERDFは地域間格差の縮小と地域経済開発を促進することで共同体の結束を強化することを目指す。更にギリシャ・スペイン・ポルトガルが1980年代に加盟したことで、一層EC内の低開発国への対応が必要となった。

構造基金は1986年の単一欧州議定書（1987年発効）に付随する政策として、域内格差を是正する構造的な目的の基金として再編成された。1989-1993年に第一期構造基金プログラムが、

---

<sup>2</sup> 例えば発展途上国援助におけるジェンダー平等の国際的アプローチは、社会開発の分野のみで扱われていた状況から、ガバナンス分野にも編入されることにより権利アプローチを取る余地が生まれた（飯沼2012）。

1994-2003 年に第二期構造基金プログラム、2000-2006 は第三期、2007-2013 年は第四期プログラムが実施された（辻 2003）。1994 年には結束基金の創設により、加盟国間の経済的収斂を促進し、欧州通貨統合（Economic and Monetary Union: EMU）への礎を築くと期待された。2004 年には東欧諸国の加盟と共に、構造基金の対象が更に広がった。2007-2013 年の目標は、収斂・競争と雇用・地域間協力を掲げている。構造基金を利用できる地域や対象者は、GDP が EU の平均の 75%以下である低開発地域・衰退する農村地域・教育や雇用の特別な必要性がある人とされる。

表 1 は EU の地域政策予算と構造基金・結束基金の予算を示したものである。EU の地域政策はしばしば形態が変更され、各期で予算細目構成の行い方が異なることもあり複雑だが、大まかな傾向として、地域政策には EU 予算の約 3 分の一が充てられており、そのうち 5-7 割が構造基金に充てられてきた。

表 1 : EU 地域政策予算と主要基金予算

	地域政策予算	地域政策主要基金	
		構造基金	結束基金
第三期 2000-2006 年	375,000 百万ユーロ	195,000 百万ユーロ (1999 年価格)	180,000 百万ユーロ
第四期 2007-2013 年	348,000 百万ユーロ (EU 全体予算の 35%)	278,000 百万ユーロ	70,000 百万ユーロ
第五期 2014-2020 年	367,000 百万ユーロ* (EU 全体予算の 32%)	267,300 百万ユーロ	68,700 百万ユーロ

出所：第三期（久保 2007: 48）、第四期 [http://europa.eu/legislation\\_summaries/glossary/structural\\_cohesion\\_fund\\_en.htm](http://europa.eu/legislation_summaries/glossary/structural_cohesion_fund_en.htm)、第五期（*Europolitics* 2011, p. 4）。

\* これには従来の構造基金には含まれない交通・エネルギー・通信インフラストラクチャーの基金が組み込まれているため、厳密には 336,000 百万ユーロ が地域政策に向けられる（*Europolitics*, October 2011）。

構造基金は先にふれた欧州社会基金（ESF）、欧州地域開発基金（ERDF）、農業支援・信用ガイドンス（EAGGF）の他に、漁業支援資金（FIFG）がも加えて、収斂・地域的競争力と雇用・欧州地域協力などのテーマにより幾たびも改革された。こうして、これらの国を欧州の平均に引き上げるという役割において欧州地域の基金は重要性を増した。結束基金の支援と欧州投資銀行の融資と並んで構造政策の重要な基盤である。

このように、構造基金は重要性と予算規模において大きく、EU と地域政策において「主流」の事業制度である。欧州の地域統合では、社会的包摂（social inclusion）とそのための地理的結束（territorial cohesion）と社会的結束（social cohesion）を提唱しているが、構造基金はその地理的結束を主な目標に据えたものである。社会的結束にあたるものが、次に見る EU のジェンダー施策である。

### 3. 構造基金との関わりに見るジェンダー平等推進とジェンダー主流化

ジェンダー平等への取り組みでは個別のジェンダー問題に特化したアプローチと、あらゆる分野と段階にジェンダーの視点を組み込むジェンダー主流化がある。一般にジェンダー問題に特化した個別施策で取り組みが進められ、後にジェンダー主流化の出現と共に、相互補完的に両アプローチが用いられるようになる。ここではこの二つのアプローチを念頭に置きながら、構造基金とジェンダー主流化の位置付け、それを取り巻く EU 全体の流れとジェンダー関連の取り組みを見ていく（表2）。

欧州のジェンダー平等の取り組みの中では、男女均等待遇原則が最も先頭を行くものであり、EU の成立以前からジェンダー平等施策を牽引してきた。欧州共同体が最初に男女の平等を条約レベルで規定したものは、1957 年ローマ条約（1958 年発効）の男女同一賃金原則である。欧州経済共同体（European Economic Community: EEC）と欧州原子力共同体（European Atomic Energy Community: EURATOM）の設立を定めたいわゆるローマ条約では 119 条において、同一労働・同一価値労働に対して男女労働者の同一賃金原則が適用されると規定した。1967 年欧州共同体（European Community: EC）に統合後も、1975 年の男女同一賃金指令で同一価値労働の同一賃金を規定した。

EEC や EC 条約上に定められた派生的立法である諸指令に注目して、柴山・中曽根は男女均等待遇原則は二つの発展段階に分けられるとする。第一段階は EEC 条約に基く諸指令の成立、第二段階は 1990 年以降 EC 条約に基いて成立した諸指令による。EEC 条約に基く諸指令には「同一賃金」（1975 年）、「雇用職業」（1976 年）、「社会保障」（1979 年）、「職域社会保障制度」「自営業（含農業）」（1986 年）、「妊娠出産労働者の安全と健康」（1992 年）がある。EC 条約に基いて成立した諸指令としては、「労働時間編成」（1993 年）、「育児両親休暇」「改正職域社会保障制度」（1996 年）、「性差別訴訟における挙証責任」（1997 年）、「パートタイム労働」（1997 年）、「改正労働時間編成」「改正雇用職業」（2002 年）がある（柴山恵美子・中曽根 2004 : 132）。

こうした男女均等待遇原則を中心とする個別のジェンダー施策に加えて、1990 年代後半にはジェンダー主流化がもう一つのアプローチとして加わった。それ以降、ジェンダーに特化した

個別のアプローチとジェンダー主流化のアプローチが並存するようになった。ジェンダー主流化という概念は、1985年ナイロビで開催された第3回世界女性会議の議論の中で生まれた。1995年北京で開催された第4回世界女性会議では、ジェンダー主流化戦略が明確に「北京行動綱領」に組み込まれた。「北京行動綱領」では「政府や他のアクターはジェンダー視点を全ての政策・計画に組み込んでいくジェンダー主流化を積極的かつ明確に促進する」ことを奨励し、各問項目ごとにジェンダー主流化を逐一義務付けており、綱領全体に渡りジェンダー主流化が編み込まれている。また、「北京行動綱領」を実施していく点についても、「行動綱領の効果的な実施を保障し、国内、小地域／地域及び国際レベルにおける女性の地位向上のための仕事を強化するために、政府、国連システムその他のすべての関係機関は、とりわけ、あらゆる政策及び計画の監視と評価に、ジェンダーの視点を主流として取り込む積極的で目に見える政策を促進すべきである」（第292段落）というものである。<sup>3</sup> このように「北京行動綱領」は全ての政策過程にジェンダーの視点を極めて明確に組み込むものであり、これを機にジェンダー主流化のアプローチは国際的に広がった。

EUは第4回世界女性会議の翌1996年にジェンダー主流化を取り入れる方向を示した。1996年の欧州委員会報告(COM/1996/67 final)によると、「共同体政策への機会均等の導入」として、EUはジェンダーの視点が組織的に共同体政策と活動の全てで考慮されること、計画立案段階からこれを行うことを原則として掲げている。また構造基金が機会均等の複数の分野で活用され得ることを促している。こうした動きを迅速に反映して、1995年に欧州委員会の縦割りの行政組織を横断して担当局間でジェンダー主流化担当のグループを形成した。同時に欧州委員会はジェンダー主流化に関する専門家グループを結成した。そして1996年には欧州理事会は「欧州構造基金への男女機会均等の主流化」についての決議を採択した。ところが構造基金第二期の最終段階である1997-1999年の計画策定には間に合わず、2000年からのサイクルを待たざるを得なかった(Braithwaite, 2000)。一方、EUとしてジェンダー平等推進の計画を定めた1996-2000年の「第四次中期機会均等行動計画」にはジェンダー主流化を盛り込むことができた。この行動計画では機会の均等を全ての政策の準備・実施・モニタリングに統合することを目指している。

1999年発効のアムステルダム条約によって、EUとして男女平等を推進することが明記され、EUのジェンダー平等とジェンダー主流化の義務は法令から条約レベルに引き上げられ、EUのあらゆる分野で導入されることを可能にした。重要な制度化はその後も続き、2000年3月欧州理事会では、後にリスボン戦略と呼ばれるようになった目標を設定した。経済・社会政策に関

---

<sup>3</sup> 日本政府の男女共同参画局による訳 (<http://www.gender.go.jp/kodo/chapter5.html>)。

する包括的な目標として、尚且つ具体的数値目標も示しながら、2010年に向けて持続的成長と完全雇用を目指すことを掲げた。成果は国レベルの年次活動計画に戦略実施状況が報告される。注目すべき点としては、社会的連帯を強化することが組み込まれており、経済と社会のバランスを確保する方向性を示したことである。ジェンダー関連ではリスボン条約にはジェンダー主流化と個別のジェンダー問題への取り組みの双方が見られた。欧州理事会は「加盟国はジェンダーの視点を全ての事業の柱に対して導入し視覚化する努力の強化が求められる」（OJEC 24.01.01: L22/19）と、ジェンダー主流化の概念を打ち出した。更に欧州理事会は初めて雇用とジェンダーについて加盟国が数値目標を設定すべきであるとして、ジェンダー平等の推進においては雇用分野で2010年までに全体の就業率を7割に、女性については6割に引き上げるとした。後に2005年までの中期目標がストックホルム会議（2001年）で追加され、全体は67%、女性は57%とされた。同会議では55-65歳の男女の就業率を50%として設定した（Group of Experts on Gender, Social Inclusion and Employment: 28）。<sup>4</sup>

また、2000年には「2001-2005年ジェンダー平等の戦略枠組み」として、不平等の撤廃とジェンダー平等の推進のためにEUの全ての活動でジェンダー主流化を行う枠組みを設立した。こうしてジェンダー平等の方針が全てのEU内活動に組み込まれることになった（COM/2000/335 final）。欧州委員会はこの戦略での取り組み方法も示している。ジェンダー平等に直接的・間接的影響をもたらす全ての共同体事業・活動を対象に行う積極的取り組み（proactive intervention）と、根強いジェンダー不平等を取り除くために女性に対する特別な施策を導入するとした。そして重点的政策分野として、EU外部との関係・雇用と社会政策・教育と若年層政策の三点を示した。ジェンダー平等のために、特にEQUAL、INTERREG、URBAN、LEADERといったプログラムを通して構造基金の利用方法を改善したり、経済分野で女性の地位につながるジェンダー主流化を促進する戦略を設定することも提案された（Ibid.）。<sup>5</sup> これまでは、雇用や中小企業支援など伝統的な経済部門での機会均等が中心であったが、構造基金へのジェンダー主流化導入により構造的な投資や、工業開発や都市の再生などの部門にも広げられた（Braithwaite 2000）。

構造基金についての報告書は1996年については、ジェンダーで区別できる統計データを揃える点だけが触れられている（Committee on Regional Policy 1998）。しかし欧州委員会の2001年

---

<sup>4</sup> 実際のところEU内の就労率の上昇は主に女性の就労率の上昇からきている。就労率は2000年から2007年までに1.9ポイント上昇した。うち男性就労率は0.5ポイントの上昇であったが、女性就労率は3.2ポイントの上昇であった。男性就労率の上昇は失業率の減少から来るものであったが、女性就労率の上昇は実質的な女性就労者の増加から来ていた（European Commission 2009: 19）。

<sup>5</sup> EQUAL Initiativeは労働市場における平等を取り上げ、INTERREGは国境地域間協力を、URBANは都市再生事業を、LEADERは農村振興事業をそれぞれ行う。

報告書では、ジェンダー主流化の成果が加盟国の実際の事業レベルで数多く記されている (European Commission 2001)。

2002 年の欧州委員会報告 (COM/2002/748 final) は「構造基金を益々不平等の撤廃や女性・男性の平等を促進するための方策を支援する方向で活用することを奨励する」と示した。これについては構造基金事業内において固別のジェンダー施策または事業を促進する方向である。構造基金でジェンダー主流化を行うには、結局こうした個別のジェンダー事業を増やしていくことでもあるのだろう。このレベルにおいては、個別のジェンダー事業とジェンダー主流化の区別はできなくなる。構造基金を不平等解消に活用することは、機会均等の側面を構造政策に組み込むことでもある。雇用・訓練・労働市場へのアクセスなど特定分野で、また意思決定過程への参加において、女性と男性の不平等を減少させることに繋がる事業が提案された。

EU はジェンダーに特化した個別の政策において、2000 年代以降次々と構想や制度を打ち出した。2006 年 3 月には欧州ジェンダー平等協定が結ばれた。本協定はこれまで雇用の場で十分活かされてこなかった女性の可能性を活用し、ジェンダー格差を縮小し、ジェンダーに関するステレオタイプと闘い、より良いワークライフバランスを促進することを掲げている。

また欧州委員会は「女性と男性の平等のための戦略枠組み 2001-2005」に基いて、2006 年に「女性と男性の平等に向けてのロードマップ」を定め、1) 女性と男性の平等な経済的独立、2) 生活と職業の調和、3) 意思決定の同等な代表、4) ジェンダー関連の暴力の削除、5) ジェンダーのステレオタイプの削除、6) 第三国でのジェンダー平等の推進を挙げた (COM/2006/92 final)。

「女性憲章」で掲げた優先目標の実現に向けても「女性と男性の平等のための戦略 2010-2015 年」を策定し、2020 年までに男女 (20~64 歳) 共に 75%の雇用率まで引き上げることなどが含まれた。この戦略では 1) 経済と労働市場、2) 同一賃金、3) 管理職における平等、4) ジェンダー関連暴力、5) EU 外でも平等を促進する、といった五つの優先行動分野を提示した。

欧州委員会は 2010 年には、北京女性会議の宣言と「行動綱領」の 15 周年および女性差別撤廃条約の 30 周年として、欧州委員会の姿勢を示す「女性憲章」を採択した。この憲章では経済的独立、同一労働・同一価値労働均等待遇、意思決定での平等、ジェンダー関連の暴力の排除、EU 外でもジェンダー平等を推進することを掲げた。欧州委員会としてジェンダーの視点を全ての政策において強化する、と内容的にはジェンダー主流化の手法に触れている (Communication from the Commission, 2010)。

ジェンダー平等に特化した個別の事業は、戦略枠組みやジェンダー平等協定によって次々と制度枠組みが強化されていった。これに対して、ジェンダー主流化は一端戦略枠組みや行動計画に導入されると、後は大規模な構想や制度として打ち出すよりもむしろ実施をどう行うかが試される点である。従って次に見るように EU はむしろジェンダー主流化のミクロレベルの手

法を発信していった。

欧州委員会はジェンダー主流化は追加的なものではなく、計画立案段階で配慮されなくてはならないという点を繰り返し強調してきた (European Commission 2005: 5)。また構造基金のジェンダー主流化の目的は、加盟国に「不平等を撤廃し、女性と男性の平等を促進する対策を支持する構造基金の一層の活用を奨励すること」として、2002年報告と同様、構造基金内の個別ジェンダー事業の強化に努める様になった。同報告書はジェンダー主流化の定義として改めて以下の点を示した (Ibid.)。

- ・ジェンダー主流化は貧困削減、経済成長の促進、市民の強化につながる。
- ・不平等は男女どちらに対しても差別につながり得る。
- ・財源の大半が充てられる主要な経済社会政策を対象とする。

ジェンダー平等とジェンダー主流化のメリットと、ジェンダー主流化が向かう方向として、財源の大きさが目安になる点が示された。構造基金がその対象となることは明らかである。

他にジェンダー主流化の手法を記したものとして、欧州委員会の雇用・社会問題・機会均等担当局が著した報告書は、効果的なジェンダー主流化戦略は四段階からなると述べる (European Commission 2007)。第一段階は実施面と組織面の準備段階である。それは意識向上やオーナーシップといった機会平等の構造的文化的基盤を作る過程であり、目標・ターゲット・計画・予算を設定し、各部署・参加者の責任・アカウンタビリティを定める。ここでは全ての関係者・関係諸機関がジェンダー主流化を自分達の業務責任として捉えなければならない。

第二段階はジェンダー関係についての実態を学ぶ段階であるとして、ジェンダー平等（または不平等）についての事前のアセスメントを行い、優先的分野を決め、その状況を継続的にモニターする。欧州委員会はジェンダー平等のアセスメントでは、参加・資源・規範と価値・権利の四点が重要だとしている。

第三段階では政策がどんな影響を与えたかについて事後のアセスメントを行う。参加のアセスメントでは量的・質的面の双方から見る、資源へのアクセスについては家庭内資源だけでなく個人の資源へのインパクトを測る、社会規範と価値では男性が家庭内労働にどのくらい関わっているかを測る、そして権利についてはケアを受ける権利と雇用の権利も含めることを提唱している。

第四段階は政策の再計画である。ジェンダー主流化の事業が実施された後、次の事業で更にジェンダー平等を促進するように修正する。

更にジェンダー主流化の4段階のチェックリストを以下のように定めた。(Group of Experts on Gender, Social Inclusion and Employment.2008: 28)

1. 組織化：活動開始・組織形成、意識形成とオーナーシップ形成を行う。

2. ジェンダーについて学ぶ：参加・資源・規範と価値・権利に関するジェンダー平等を説明し、政策関与がない状況の傾向を検証する。
3. 政策インパクトの評価：参加・資源・規範と価値・権利についてジェンダー関係へのインパクトの可能性を分析する。
4. 政策の修正：ジェンダー平等を推進するために更に政策に修正を加えられる面を探す。

構造基金におけるジェンダー主流化について、2014年以降の構造基金策定に関わるジェンダー平等の推進派のチーム「ジェンダー主流化実践の欧州共同体」(European Community of Practice on Gender Mainstreaming 2011)は、アムステルダム条約によりEUのジェンダー平等が条約レベルになったことをふまえ、2011年の段階の構造基金の一般規則でも男女平等の確保とジェンダーの視点を構造基金の様々な段階で統合していくことを示した(Ibid., 8)。ジェンダー平等の推進派は条約と法令の蓄積に則り個別のジェンダー平等事業と、ジェンダー主流化の二つのアプローチを依拠し定着化していることが分かる。

表2：欧州地域統合と構造基金、個別のジェンダー政策・施策、ジェンダー主流化の主な動き

	欧州地域統合と構造基金	個別のジェンダー政策・施策	ジェンダー主流化政策・施策
1957	・欧州経済共同体 (EEC)、欧州原子力共同体 (EURATOM) 設立条約 (ローマ条約) (翌年発効)	・欧州経済共同体 (EEC) 設立条約で男女同一労働同一賃金の原則	
1958	・欧州社会基金 (European Social Fund: ESF) と欧州農業指導保証基金 (European Agricultural Guidance and Guarantee Fund: EAGGF) 設立		
1967	・欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC)、欧州経済共同体 (EEC)、欧州原子力共同体 (EURATOM) の統合と欧州共同体 (EC) 成立		
1975	・欧州地域開発基金 (European Regional Development Fund: ERDF) 設立	・男女同一賃金指令	

1976		・雇用職業	
1986	・「単一欧州議定書」に伴い構造基金の再編	・職域社会保障制度	
1987	・「単一欧州議定書」発効		
1988	・構造基金制度改革		
1989	・第一期構造基金（1989-1993年）		
1993	・マーストリヒト条約発効による欧州連合（EU）発足	・労働時間編成指令	
1994	・第二期構造基金（1994-1999年）		
1996		・「1996-2000年機会均等行動計画」 ・育児両親休暇 ・改正職域社会保障制度	・欧州委員会報告にジェンダー主流化 ・「1996-2000年機会均等行動計画」にジェンダー主流化
1999	・アムステルダム条約発効		
2000	・リスボン戦略 ・第三期構造基金（2000-2006年）	・リスボン戦略でジェンダーと雇用の数値目標 ・「2001-2005年ジェンダー平等の戦略枠組み」	・リスボン戦略でジェンダー主流化言及 ・「2001-2005年ジェンダー平等の戦略枠組み」に主流化言及
2003	・ニース条約発効		
2006		・欧州ジェンダー平等協定	
2007	・第四期構造基金（2007-2013年）		
2008			・ジェンダー主流化チェックリスト
2009	・リスボン条約発効		
2010		・「女性憲章」採択	
2014	・第五期構造基金（2014-2020年）		

出所：個別のジェンダー政策・施策（柴山・中曽根 2004）、他は欧州委員会報告を参照。

#### 4. おわりに

労働社会福祉政策で行われたジェンダー施策は EU 内で最も進んだものであったが、構造基金でのジェンダー施策はそれとは対照的に後手にまわった。ジェンダー主流化は構造基金にジェンダーの視点を入れるきっかけとなったのだが、その背景に、があったことは、重要な出発点であった。

EU ではジェンダー平等で進んだ労働社会福祉政策とは対照的に、主要な予算があてられる構造基金は長い間ジェンダー施策の対象とされてこなかった。ジェンダー主流化が国際的なジェンダー平等運動の動きと国際会議で採択された「北京行動綱領」を受けて EU でも取り入れられると、EU 事業全体での重要な位置付けにある構造基金にジェンダー主流化を導入することは避けては通れなかった。またそれを受けて EU 内で適用を推進する勢力が欧州委員会内などにあつたことも推進力となった。欧州委員会をはじめとする EU 諸機関の数多くの報告書からは、拡大を続け制度の見直しを常に迫られる状況にある中で、ジェンダー平等についても枠組みの形成や制度化に邁進している様子が伺われる。しかし構造基金でのジェンダー主流化は EU の他の部門のジェンダー施策ほど制度化が行われているようではなく、むしろミクロレベルの手法についての情報が中心となっていった。これはジェンダー主流化というアプローチ上仕方がない面もあるが、これをマクロレベルの影響のある手法につないでいけるかは課題となろう。また、事業レベルでは、ジェンダー主流化も結局個別のジェンダーに特化した関連事業を増やすという点に帰着することになり、構造基金ではジェンダー関連の事業予算を増加させるということが成果と見なされてしまうであろう。確かにジェンダー主流化は女性のための事業が構造基金を活用できる余地を作った。しかし構造基金の実施自体は各国政府と自治体の権限に規定される上に、各国政府・自治体が、ポジティブアクション事業の予算やインセンティブを減らすためにジェンダー主流化が利用された面もあった (Rossilli, 2000: 7)。

構造基金のジェンダー主流化を進展させたのは、雇用政策担当総局の役割が大きかったとされる。少数ながら精力的にジェンダー主流化を推進しようとした若手職員・各国専門家・コンサルタントが十分な数の上層部職員の支持を得たことによってもたらされた。しかし人事の配置が変わったり主要人物が異動になると、組織的記憶が失われ、ジェンダー主流化の推進力は消える。人事異動がジェンダー主流化の動向に影響を与え得るということは、ジェンダー主流化が制度に十分根付いていない証拠だと言える (Braithwaite 2000)。

地域統合下ではジェンダー平等政策を進めやすい面もある一方、最終判断は国レベルに任されるため、個別の実施状況や成果は異なる。どの程度地域統合がジェンダー平等を推進し得るかについては、EU の場合は地域内の結束や収斂に関して優先度が高く、社会開発分野で従来

行われてきたジェンダー施策以外では、推進の速度が遅い。ある程度法的強制力がある枠組みを形成する必要がある。特に構造基金ではジェンダー分野が人的資源といったソフト部門であると思われがちなこと、予算上大きな配分を受けるハード部門ではないと考えられがちであることなど、こうした点の意識向上が構造基金の事業をジェンダーと融合させる事業形成の第一歩となろう。ジェンダー主流化はジェンダー部門を他部門と区別しないことで、その孤立化を防ぎ、世界的なジェンダー政策の支柱となってきた。構造基金の中にある諸スキームとつながりを模索する必要がある。また加盟国との交渉・調整が必要となるが、これらの推進方法について議論が続けられていくべきだろう。

更にジェンダー平等のような社会集団の機会均等と、EU が最も重要視する地域内の結束や収斂といったテーマが、共に格差是正を行うものであるが切り口の異なるテーマであるがゆえに、全く別のスキームをそれぞれ構築しようとし、連携の糸口を探すことができないというのが実態であった。意欲ある担当官や民間パートナーといった個人や個別の団体の意欲と関心によりその実施度が左右することは避けなければならない。包括的な概念や枠組みで地域格差といった空間単位で扱われるものと社会集団格差が、その格差是正装置を分かち合い互いにより効果的な様式を編み出していくことを模索してもよいだろう。

\* 本研究は平成 22 年度専修大学研究助成の成果の一部である。

## 参考文献

### 一次資料

- Committee on Regional Policy. “Eighth Annual Report on the Structural Funds for 1996.” 28 April 1998. COM/97/0526 - C4-0582/97.
- Communication from the Commission, of 21 February 1996, on “Incorporating equal opportunities for women and men into all Community policies and activities.” COM/1996/67 final.
- Communication from the Commission, of 7 June 2000, on “Towards a Community framework strategy on gender equality, 2001-2005.” COM/2000/335 final.
- Communication from the Commission, of 12 December 2002, on the “Implementation of gender mainstreaming in the Structural Funds programming documents 2000-2006.” COM/2002/748 final.
- Communication from the Commission, of 1 March 2006, on “A Roadmap for equality between women and men 2006-2010.” COM/2006/92 final.
- Communication from the Commission, of 8 March 2007, on the “European Union’s strategy on gender equality and women empowerment in development cooperation.” COM/2007/100 final.
- Communication from the Commission, of 21 September 2010, “Strategy for equality between women and men 2010-2015.” COM/2010/0491 final.
- Communication from the Commission, 2010, “A Strengthened Commitment to Equality between Women and Men.” “A Women's Charter.” Declaration by the European Commission on the occasion of the 2010 International Women's Day.
- Council of Ministers. “Council Resolution of 2 December 1996 on Mainstreaming Equal Opportunities for Men and Women into the European Structural Funds.” 1996. OJC386 20/12/96.
- Directorate General of Human Rights, Council of Europe. *Gender Mainstreaming: Conceptual Framework, Methodology and Presentation of Good Practices*. Final report of activities of the Group of Specialists on Mainstreaming (EG-S-MS). Strasbourg: Council of Europe, 2004.
- European Commission. “Thirteenth annual Report on the Structural Funds.” 2001. COM/2002/0591 final.
- \_\_\_\_\_. *Social Protection and Social Inclusion 2008: EU Indicators*. Commission Staff Working Document. Luxembourg: European Communities, 2009.
- European Community of Practice on Gender Mainstreaming (Gender-CoP). “Position Paper on the

Preparation of the Structural Funds Programming Period 2014+.” May 2011.  
European Institute for Gender Equality. *Rationale for the Gender Equality Index for Europe*.  
European Institute for Gender Equality, 2012.  
European Parliament Resolution on Gender Mainstreaming in the European Parliament. Adopted on  
13 March 2003. 2002/2025/INI.

*Europolitics*.

*EU MAG*. <http://eumag.jp/issues/c0612/>

(尚、Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the Economic and Social Committee and the Committee of the Regions を略して Communication from the Commission と記載する。)

## 二次資料

Braithwaite, Mary. “Gender Mainstreaming in the European Structural Funds.” Paper prepared for the Mainstreaming Gender in European Public Policy Workshop, University of Wisconsin-Madison, October 14-15, 2000.

Fitzgerald, Rona and Rona Michie. “Experiences, Good Practice and Lessons for Evaluating Gender Equality Outcomes in Structural Fund Programmes.” Evaluation for Quality Conference, Edinburgh, 17-19 September 2000.

Fraser, Nancy. “Mapping the Feminist Imagination: From Redistribution to Recognition to Representation.” In *The Future of Gender*, edited by Jude Browne. Cambridge: Cambridge University Press, 2007, pp. 17-34.

Group of Experts on Gender, Social Inclusion and Employment; Social Affairs and Equal Opportunities, Unit G.1., Directorate-General for Employment, European Commission. *Gender Mainstreaming of Employment Policies: A Comparative Review of Thirty European Countries*. Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities, 2008.

Hantrais, Linda. “From Equal Pay to Reconciliation of Employment and Family Life.” In *Gendered Policies in Europe*, edited by Linda Hantrais. New York: St. Martin’s Press, 2000, pp. 1-26.

Hoskyns, Catherine. *Integrating Gender: Women, Law and Politics in the European Union*. London: Verso, 1996.

Horelli, Lsa. “Engendering Evaluation of European Regional Development: Shifting from a Minuet to Progressive Dance!” *Evaluation*. Volume 3, Number 4, October 1997, pp. 435-450.

Macrae, Heather. “The EU as a Gender Equal Polity: Myths and Realities.” *Journal of Common*

- Market Studies*. Volume 48, Number 1, 2010, pp. 155–174.
- Rubery, Jill et al. “Gender Mainstreaming and the European Employment Strategy.” Expert Group on Gender, Social Inclusion and Employment commissioned by the Equal Opportunities Unit, European Commission. November, 2004.
- Rapporteur Group on Equality between Women and Men (GR-EG). *Gender mainstreaming: conceptual framework, methodology and presentation of good practices: final report of activities of the Group of Specialists on Mainstreaming*. Strasbourg: Council of Europe, 1998.
- Rossilli, Mariagrazia. “Introduction: The European Union’s Gender Policies.” Edited by Mariagrazia Rossilli, *Gender Policies in the European Union*. New York: Peter Lang, 2000.
- 飯沼 健子「グローバル・ガバナンスにおけるジェンダー平等：発展途上国援助との関係から」『専修大学人文科学研究月報』256号、2012年3月、1-15頁。
- 久保 広正「EUにおける構造政策」『国民経済雑誌』195(4)、2007年、39-52頁。
- 柴山恵美子・中曽根佐織編『EUの男女均等政策』日本評論者、2004年。
- \_\_\_\_\_「EU（欧州連合）のジェンダー平等政策に学ぶ」特集 日本の女性の社会的地位『歴史地理教育』（766）2010年、26-35頁。
- 関根由紀「EU ジェンダー政策の発展と展望」『雇用・社会保障とジェンダー』東北大学出版会、2007年、pp. 285-306。
- 田中宏「EU と社会的市場経済—比較政治経済論の視点から」田中祐二・中本悟『地域共同体とグローバリゼーション』晃洋書房、2010年、43-61頁。
- 田中由美子「国際協力におけるジェンダー主流化とジェンダー政策評価：多元的視点による政策評価の一考察」日本評価学会『日本評価研究』第4巻第1号、2004年、20-30頁。
- 辻悟一『EUの地域政策』世界思想社、2003年。
- 辻村みよ子編『壁を超える：政治と行政のジェンダー主流化』岩波書店、2011年。
- 戸澤 英典「EUのジェンダーにかかる域内政策と対外政策について—「規制帝国」の観点から」『法学』73(6)、2010、916-939頁。